

石岡市告示第484号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月17日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件名	R4単・(仮称)石岡・かすみがうら広域幹線道路不動産鑑定委託
履行場所	石岡市 三村 地内
業務概要	「積算資料」のとおり ※入札情報サービス（PPI）より閲覧すること。
履行期間	契約日の翌日から60日間
予定価格	金1,226,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。（ランダム係数方式により最低制限価格を算出） （石岡市ホームページ内「石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱」参照）
入札保証金	免除
契約保証金	石岡市建設コンサルタント業務執行規則第3条第2項により免除

2 競争入札参加資格	
本入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
地域要件	石岡市又は隣接市町村（つくば市・土浦市・かすみがうら市・小美玉市・笠間市・桜川市）に本店を有すること。
競争入札参加資格(1)	(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。 (2) 令和3・4年度石岡市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の有資格者名簿に登載されていること。 (3) 石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成17年石岡市訓令第15号）に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該入札の審査日を基準とする。 (4) 石岡市建設工事暴力団等排除対策措置要綱（平成17年石岡市訓令第89号）に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。また、同要綱第5条に該当する行為も禁止する。 (5) 本市の市税が課税対象となっている場合、当該入札参加申請時に当該市税を完納していること。ただし、公告日現在で納

	<p>期限が到来しているものに限る。</p> <p>(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。</p>
競争入札参加資格(2)	<p>(1) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく登録をうけていること。</p> <p>(2) 石岡市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体が発注した不動産鑑定業務等を、2017 年 4 月 1 日以降に元請として完了させた実績を有すること。</p>
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和 4 年 5 月 27 日（金）午後 5 時まで
(2) 閲覧方法	入札情報サービス（P P I）よりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 受付日時	公告日から令和 4 年 5 月 19 日（木）午後 5 時まで
(2) 提出先及び方法	<p>質疑をする場合は、入札情報サービス（P P I）又は石岡市ホームページから様式をダウンロードし、下記の E メール又はファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。なお、持参又は郵便（<u>一般書留</u>又は<u>簡易書留</u>）による提出も認める。</p> <p>都市建設部 道路建設課</p> <p>Eメール dourokensetsu@city.ishioka.lg.jp</p> <p>ファクシミリ番号 0299-22-6070</p> <p>電話番号 0299-23-1111</p>
(3) 回答日時及び方法	令和 4 年 5 月 20 日（金）までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページに掲載する。

5 入札参加申請	
本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	<p>電子入札システムによる。</p> <p>ただし、電子入札システムによる申請がし難い場合には、「紙入札方式参加届出書」を提出し、石岡市の承認を得た場合のみ参加を認める。</p>

(2) 申請期間	令和4年5月18日(水) 午前9時から 令和4年5月23日(月) 正午まで ※閉庁日(土・日・祝日)を除く平日 (平日の開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分)
(3) 提出方法	電子入札システムにより電子ファイル(ダミーファイル)を提出すること。紙入札方式参加届出書の提出方法は、日本郵便株式会社(郵便局)が扱っている郵便(<u>一般書留又は簡易書留</u>)による提出、電子メールによる提出、ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 提出先 郵便番号315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 総務部 契約検査課 Eメール keiyakukensa@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-24-0324 電話番号 0299-23-1111

6 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる。 ただし、電子入札システムによる入札がし難い場合は、書面による入札書の提出(以下「紙入札」という。)ができる。提出方法は、日本郵便株式会社(郵便局)が扱っている郵便(<u>一般書留又は簡易書留</u>)による提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。 また、紙入札の場合、石岡市が指定する様式「入札書(紙入札用)」を使用し、「くじ番号」を記入のうえ、記名をすること。
(2) 入札書の受付期間	令和4年5月24日(火) 正午から 令和4年5月26日(木) 午後5時まで
(3) 紙入札の書類提出先	・郵便(<u>一般書留又は簡易書留</u>)による提出の場合 郵便番号315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所 総務部 契約検査課 あて (ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出しください。) ・持参による提出の場合 石岡市役所 本庁舎 2階

	石岡市役所 総務部 契約検査課 ※封筒の作成方法は別紙「封筒の入れ方」を参照。
(4) 入札書の受付 期間終了までに 提出する書類	電子入札・紙入札共通 ア 誓約書（入札様式集よりダウンロードをすること。年度初めの入札時にご提出ください。一度提出していただければ、年度内における入札での提出は不要。また、複数の案件に応札する場合でも、1枚の提出で良いです。） （※押印は不要です。） 提出方法は、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（ <u>一般書留</u> 又は <u>簡易書留</u> ）による提出，電子メールによる提出，ファクシミリによる提出，若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。
(5) その他	ア 入札回数は1回とする。 イ 紙入札による郵送方法は、「一般書留」，「簡易書留」のいずれかによること。 ウ 紙入札による入札書（添付書類含む）は，受付期間内に，契約検査課に必着とする。 エ やむを得ない事態が発生したときは，入札の執行を中止し，又は延期するものとする。 オ 入札者は，その提出した入札書の書き換え，引換え又は撤回することができない。 カ 入札書には，入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

7 入札（開札）	
(1)入札（開札）日時	令和4年5月30日（月） 午前11時15分
(2)入札（開札）場所	石岡市役所 本庁 2階 202会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3)入札（開札）の 立会い	開札の際の立会いを希望する場合は，当該入札案件の入札参加者とし，令和4年5月27日（金）午後3時までに「入札（開札）立会い希望申請書」を総務部契約検査課へファクシミリで送信すること。 ファクシミリ番号 0299-24-0324 なお，会場の都合により，立会は原則1社1名とする。 入札参加者が立会いできない場合は，地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により，当該入札事務に関係のない

	職員が立会うこととする。
(4) 入札結果の公表	落札決定後（事後審査後）に、入札情報サービス（P P I）にて入札結果を掲載する。

8 落札候補者の決定方法	
(1)	開札後、落札決定を保留した上で、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。
(2)	落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。 ※いばらき電子入札共同利用>F&A（よくある質問）>電子入札システム【全般】を参照

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期間	落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とする。）
(2) 提出書類及び提出方法	ア 一般競争入札参加申請書（※押印は不要です。） イ 一般競争入札参加申請資料 ウ 「不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定に基づく登録をうけていること。石岡市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体が発注した不動産鑑定業務等を、2017年4月1日以降に元請として完了させた実績を有すること。」が確認できる書類 提出方法は、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出、電子メールによる提出、ファクシミリによる提出、若しくは持参による提出のいずれかの方法とする。
(3) 事後審査方法	提出された上記書類ア・イ・ウにより審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）	
(1)	競争参加資格を証明する書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
(2)	競争参加資格審査の結果、競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
(3)	競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次点の最低の価格の申込みをした者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

<p>11 入札の無効</p> <p>以下に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。</p>
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者の入札
(2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
(3) 談合等、公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札
(4) 入札書が2通以上提出された入札
(5) 入札時の添付書類に不備があった入札
(6) 公表した予定価格を上回る金額での入札
(7) 入札公告に定める期日までに契約検査課に到着しなかった入札書を提出した者の入札
(8) 入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
(9) 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札
<p>(10) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札</p> <p>ア 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士</p> <p>ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
(11) 前各号のほか入札公告又は石岡市の契約に関する規則等の入札条件に違反した入札
<p>12 その他</p> <p>(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるものとする。</p> <p>(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。</p>